議案第８３号

安中市財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部を改正する条例について

安中市財政事情の作成及び公表に関する条例等を次のように改正する。

令和８年１１月２７日提出

安中市長　岩　井　　均

安中市財政事情の作成及び公表に関する条例等の一部を改正する条例

（安中市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正）

第１条　安中市財政事情の作成及び公表に関する条例（平成１８年安中市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「５月１日及び」を削る。

第３条第１項中「５月１日に」を削り、「３月３１日」を「９月３０日」に改め、同項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

（５）　前年度決算の概況

第３条中第２項を削り、第３項を第２項とする。

（安中市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　安中市水道事業の設置等に関する条例（平成１８年安中市条例第１９１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「毎事業年度４月１日」を「前年１０月１日」に、「１１月３０日」を「１０月３１日」に改め、「、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに」を削り、同条第２項中「するとともに、１１月３０日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月３１日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかに」を削り、同項第３号中「前２号」を「前各号」に改め、同号を同項第５号とし、同項第２号の次に次の２号を加える。

（３）　前事業年度の決算の状況

（４）　前項の規定による提出を行う日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針

（安中市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第３条　安中市病院事業の設置等に関する条例（平成１８年安中市条例第１９５号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「毎事業年度４月１日」を「前年１０月１日」に、「１１月３０日」を「１０月３１日」に改め、「、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに」を削り、同条第２項中「するとともに、１１月３０日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月３１日までに作

成する書類においては同日に属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかに」を削り、同項第３号中「前２号」を「前各号」に改め、同号を同項第５号とし、同項第２号の次に次の２号を加える。

（３）　前事業年度の決算の状況

（４）　前項の規定による提出を行う日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針

（安中市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第４条　安中市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年安中市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「毎事業年度４月１日」を「前年１０月１日」に、「１１月３０日」を「１０月３１日」に改め、「、１０月１日から３月３１日までの業務の状況を説明する書類を５月３１日までに」を削り、同条第２項中「するとともに、１１月３０日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、５月３１日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかに」を削り、同項第３号中「前２号」を「前各号」に改め、同号を同項第５号とし、同項第２号の次に次の２号を加える。

（３）　前事業年度の決算の状況

（４）　前項の規定による提出を行う日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。